

ちよこつと通信

青木厚二郎税理士事務所

R2.5月号

VOL.095

いつもお世話になります。

息子たちのスポーツ少年団が休止中のため、家の大掃除が本格化となっています。

電動サンダーを購入し、15年間使用しているリビングテーブルを磨きました。普段できないことができています。

今月もよろしく願いいたします。



私たちが感銘を受けた

先人の言葉

進むときは人まかせ、
退くときは自ら決せよ

河井継之助(越後長岡藩牧野家の家臣)

逆境におかれると

脳は自分の欠点さえも

長所に変えて

乗り越えようとする。

茂木健一郎



～元気手帳より～

今月のいろいろ「掲示板」

【中華料理】

麻婆豆腐を作りました。以前作ったとき、子供たちに好評でしたので、再度チャレンジしました。今回は、エビマヨ、ニラ玉を加えて、少し賑やかな食卓になりました。味付けは失敗のない市販のものですが、今回はエビマヨが好評で、エビのワタを苦心して取った甲斐がありました。

しかし手際よくは作れないもので、グチャグチャな流し台となりました。(青木)



知っところ！「税務のマメ知識」

小学校休業等助成金の申請期限延長



厚生労働省は4月15日、「小学校休業等対応助成金」の支援対象となっている令和2年4月1日から6月30日までに取得した休暇に係る申請の受付を開始し、申請期限を今年の9月30日まで延長しました。

「小学校休業等対応助成金」(No.3601・12頁)とは、事業主が新型コロナウイルス感染症対策として小学校等の臨時休業等で子どもの世話が必要となった保護者等に有給休暇を取得させた場合に、支払った賃金相当額を1日あたり最大8,330円助成するもの。テレワークコース助成金(No.3600・8頁)などとは異なり、中小企業のみならず、**大企業**も対象となるのが本助成金の魅力の1つです。

4月以降分の申請期限が延長されたことで、3月以前分の申請期限についても同様に延長されています。申請方法に変わりはなく、支給申請書等の必要書類を配達記録が残るもので9月30日までに郵送すればよいです。

3月以前分の休暇が未申請の事業主は、4月以降分の休暇とまとめて申請することができます。その際、申請書は4月15日付で改訂されている新様式を使用すべきです。新様式は、厚労省ホームページよりダウンロードできます。3月以前分のみを申請する際には、旧様式を引き続き使用可能です。

なお、フリーランスなど委託を受けて個人で仕事をする者等が就業できなかった日に、1日あたり定額で4,100円の支援金を受けられる「小学校休業等対応支援金」についても同様に、4月以降分の受付が開始され、9月30日まで申告期限が延長されています。同支援金の申請書類等の提出は、9月30日の消印有効であるが、前述の助成金は同日必着と扱いが異なるので注意しましょう。

引用；週刊税務通信 3603号

事務所あれこれ日記

【巣ごもりゴールデンウィーク】

今年はずっとは違う、ステイホームのゴールデンウィークとなりました。家にいるといままで目を伏せていたところにも手が届くようになり、片付けやいつもは挑戦しないような料理やお菓子作りなど、家での過ごし方も少し工夫できるようになってきました。皆さんのおすすめの過ごし方を教えてもらいたいです。(兒玉)



AOKI LICENSED TAX
ACCOUNTANT OFFICE

青木厚二郎税理士事務所

〒501-0221

岐阜県瑞穂市只越 1054 番地 2

電話:058-260-4310

FAX:058-260-4311

<http://www.aoki-kaikei.com>

Mail:info@aoki-kaikei.com

